

環境省告示第 号

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令（平成四年政令第三百六十五号）別表第二の五の項及び自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成十四年環境省令第 号）附則第四条及び第六条の規定に基づき、平成五年三月環境庁告示第二十五号（自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令の規定に基づく環境庁長官の定める特種自動車並びに特種自動車の種別ごとの年数及び期間を定める件）の一部を次のように改正し、平成十四年十月一日から適用する。

平成十四年 月 日

環境大臣 大木 浩

第一号口中「警備」の下に「又は銃器事犯等捜査」を加える。

第二号イ中「（車両総重量が三・五トンを超え五トン以下の自動車にあつては、二十年）」を削り、同号口中「（車両総重量が三・五トンを超え五トン以下の自動車にあつては、十五年）」を削る。

第三号の次に次の一号を加える。

四 特種自動車の種別ごとに環境大臣が定める日

イ 初度登録日が昭和五十八年九月三十日以前である第一号イ及び八に掲げる一年車検特種自動車並びに

初度登録日が昭和六十三年九月三十日以前である第一号口及び二に掲げる一年車検特種自動車 平成十五年九月三十日

ロ 初度登録日が昭和五十八年九月三十日以前である第一号イ及び八に掲げる二年車検特種自動車並びに初度登録日が昭和六十三年九月三十日以前である第一号口及び二に掲げる二年車検特種自動車並びに初度登録日が昭和六十三年十月一日から平成元年九月三十日までの間である第一号口及び二に掲げる特種自動車 平成十六年九月三十日

ハ 初度登録日が昭和五十八年十月一日以降である第一号イ及び八に掲げる特種自動車 初度登録日から起算して二十年間の末日に当たる日

ニ 初度登録日が平成元年十月一日以降である第一号口及び二に掲げる特種自動車 初度登録日から起算して十五年間の末日に当たる日

附 則

自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成十三年政令第四百六号）による改正前の自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令別表第一に掲げる区域内に使用の本拠の位置を有する特種自動車（人の運送の用に供する乗車定員十一人未満のものを除く。）に係る自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成四年法律第七十号）第十二条第一

項に規定する窒素酸化物の排出量に関する基準の適用については、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の総量の削減等に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令による改正後の自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行規則第四条第一項に規定する窒素酸化物排出基準が適用されるまでの間は、改正後の第四号の規定にかかわらず、なお従前の例による。